

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係政省令の改正案について

- ① 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び  
経過措置に関する政令案

1

- ② 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令  
の整備及び経過措置に関する省令案

30



## 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（仮称）の概要

### 1 現役並み所得者の判定基準の見直し

#### 【医療保険各法にわたる改正】

- 70～74歳の被保険者のうち一部負担金の割合が3割となる現役並み所得者の判定基準について、75歳以上の者が後期高齢者医療制度の被保険者となることに伴い、70～74歳の被保険者のみの所得又は報酬及び収入によって判定することとする。（経過措置に関して7（2）参照）

#### 【改正政令】

- ・ 健康保険法施行令第34条及び第39条
- ・ 国民健康保険法施行令第27条の2
- ・ 船員保険法施行令第4条及び第8条
- ・ 國家公務員共済組合法施行令第11条の3の2及び第11条の3の3
- ・ 地方公務員等共済組合法施行令第23条の3及び第23条の3の2

### 2 高額療養費の自己負担限度額の見直し

- 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下「改正法」という。）の施行（平成20年4月施行分）により、70～74歳の被保険者及び被扶養者（現役並み所得の者を除く。）に係る一部負担割合が1割から2割に見直されることに伴い、70～74歳の一般所得区分の被保険者とその被扶養者に係る高額療養費の算定基準額（自己負担限度額）について、次の見直しを図ることとする。なお、低所得区分に係る高額療養費の算定基準額については、据え置くこととする。

- ・ 算定基準額（自己負担限度額）（月額）については、次のとおり（下線部が

見直し箇所。)。

1 世帯限度額

① 一般所得者

44,400円(見直し前) → 62,100円(見直し後)

多数該当(※)の場合 44,400円(見直しにより新たに設ける。)

② 現役並み所得者

80,100円+ (医療費 - 267,000円) × 1%

多数該当(※)の場合 44,400円

③ 低所得者Ⅱ(住民税非課税世帯)

24,600円(据置)

④ 低所得者Ⅰ(年金収入80万円以下等の者)

15,000円(据置)

2 外来(個人単位)

① 一般所得者

12,000円(見直し前) → 24,600円(見直し後)

② 現役並み所得者

44,400円

③ 低所得者Ⅱ(住民税非課税世帯)

8,000円(据置)

④ 低所得者Ⅰ(年金収入80万円以下等の者)

8,000円(据置)

※ 過去12か月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当。

[改正政令]

- ・健康保険法施行令 第42条及び第43条
- ・国民健康保険法施行令 第29条の3及び第29条の4
- ・船員保険法施行令 第10条及び第11条
- ・国家公務員共済組合法施行令 第11条の3の5及び第11条の3の6
- ・地方公務員等共済組合法施行令 第23条の3の4及び23条の3の5

### 3 高額医療・高額介護合算制度の創設関係

- 改正法の一部の施行により、新たに創設される高額介護合算療養費、高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費（以下「高額介護合算療養費等」という。）について、その支給要件及び支給額並びに算定基準額（自己負担限度額）等を定める。

#### (1) 支給要件

##### ① 医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律に係る高額介護合算療養費

医療保険者は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間（以下「計算期間」<sup>(※1)</sup>という。）に行われた療養等（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による療養（食事療養及び生活療養を除く。以下同じ。）、介護保険法の規定による居宅サービス等及び介護予防サービス等をいう。）に係る給付に伴い生じる一部負担金等及び利用者負担に係る額のうち、被用者保険<sup>(※2)</sup>においては被保険者等及びその被扶養者に、国民健康保険においては世帯主及び当該世帯主と同一の世帯に属する他の被保険者に、後期高齢者医療制度においては被保険者及び当該被保険者と同一の世帯に属する他の被保険者に係る次のア～エの額を合算<sup>(※3)</sup>した額（以下「一部負担金等世帯合算額」という。）（ア、イ及びエの額を合算した額又はウの額のいずれかが零となる場合には、零とする。）が算定基準額を上回る場合（ただし、当該控除した額から算定基準額を控除した額が500円を上回る場合に限る。）に高額介護合算療養費を支給する<sup>(※4)</sup>ことを定める。

- ア. 計算期間のうち、当該医療保険者に属した被保険者期間に行われた療養に係る一部負担金等の額から高額療養費として支給される額に相当する額を控除した額
- イ. 計算期間のうち、当該医療保険者と同一の医療保険制度の他の医療保険者に属した被保険者期間に行われた療養に係る一部負担金等の額から高額療養費として支給される額に相当する額を控除した額
- ウ. 計算期間に行われた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る介護保険法施行令に規定する利用者負担世帯合算額から介護保険法に規定する高額介護サービス費として支給される額及び高額介護予防サービス費として支給される額を合算した額に相当する額を控除した額
- エ. その他ア～ウに準ずるものとして厚生労働省令で定める額（計算期間のうち、

ア及びイの医療保険者と異なる医療保険制度の医療保険者に属した被保険者期間に行われた療養に係る一部負担金等の額から高額療養費として支給される額に相当する額を控除した額)

- (※1) 7月31日において医療保険の被保険者又は組合員の資格を有しない者にあっては、当該資格を喪失した日の前日を計算期間の末日とする。
- (※2) 健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合及び私立学校教職員共済制度をいう。
- (※3) 保険者ごとの各月の一部負担金等又は利用者負担については、高額療養費制度、高額介護サービス費制度又は高額介護予防サービス費制度におけるそれぞれの算定基準額に達しているか否かを問わず合算対象とする。また、70歳未満の被保険者等に係る医療保険の各月の一部負担金等の額は、現行の高額療養費制度と同様に、レセプト1件当たりの一部負担金等が21,000円を超えた場合に限り合算対象とする。
- (※4) 被保険者等及び当該被保険者等と同一の医療保険者に属するすべての者の中に70歳～74歳の者と70歳未満の者がともに含まれる場合の取扱いについては、6頁の(\*1)を参照。

## ② 介護保険法に係る高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費

介護保険者は、計算期間に行われた療養等に係る給付に伴い生じる一部負担金等及び利用者負担に係る額のうち、被保険者が被用者保険の被保険者等である場合においては被保険者等及びその被扶養者に、国民健康保険の被保険者である場合においては世帯主及び当該世帯主と同一の世帯に属する他の被保険者に、後期高齢者医療制度の被保険者である場合においては被保険者及び当該被保険者と同一の世帯に属する他の被保険者に係る次のア～ウの額を合算(※5)した額(当該額は、①の一部負担金等世帯合算額と同額となる。以下「利用者負担等世帯合算額」という。)(ア及びイの額を合算した額又はウの額のいずれかが零となる場合には、零とする。)が算定基準額を上回る場合(ただし、当該控除した額から算定基準額を控除した額が500円を上回る場合に限る。)に高額医療合算介護サービス費を支給する(※6)ことを定める。

- ア. 計算期間のうち、当該介護保険者に属した被保険者期間に行われた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る利用者負担の額から高額介護サービス費として支給される額及び高額介護予防サービス費として支給される額を合算した額に相当する額を控除した額
- イ. 計算期間のうち、他の介護保険者に属した被保険者期間に行われた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る利用者負担の額から高額介護サービス費として支給される額及び高額介護予防サービス費として支給される額を合

算した額に相当する額を控除した額

ウ、計算期間に行われた療養に係る一部負担金等の額から高額療養費として支給される額に相当する額を控除した額

(※5) (※3) に同じ。

(※6) 被保険者及び当該被保険者と同一の介護保険者に属するすべての者の中に70歳～74歳の者と70歳未満の者がともに含まれる場合の取扱いについては、高額介護合算療養費の場合と同様。6頁の(\*1)を参照。

## (2) 支給額

### ① 高額介護合算療養費

一部負担金等世帯合算額(※7)から(3)の算定基準額を控除した額(当該額が500円を上回る場合に限る。)に按分率((1)①アの額を、(1)①の一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額(※8)を医療保険者から支給する。

### ② 高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費

利用者負担等世帯合算額から(3)の算定基準額を控除した額(当該額が500円を上回る場合に限る。)に按分率((1)②アの額を、(1)②の利用者負担等世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額(※8)を介護保険者から支給する。

(※7) 当該額は、(1)②の利用者負担等世帯合算額と同額となる。

(※8) この額に1円未満の端数がある場合において、当該端数金額が50銭未満であるときはこれを切り捨て、50銭以上であるときはこれを1円に切り上げた額とする。

## (3) 算定基準額

○ 高額介護合算療養費、高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費について、共通の算定基準額を定める。具体的には、年額56万円を基本とし、現行の高額療養費制度の算定基準額に係る所得等の区分ごとに、次のア及びイのとおりとする。

なお、被保険者等の所得区分については、計算期間の末日(同日において医療保険の被保険者又は組合員の資格を有しない者にあっては、当該資格を喪失した日の前日。以下同じ。)を基準日とし、同日においてこれらの者が属する医療保険制度における所得区分を適用する。

ア. 高齢者医療確保法の規定による被保険者の世帯

- i) 一般所得者 : 560,000円
- ii) 現役並み所得者 : 670,000円
- iii) 低所得者Ⅱ : 310,000円
- iv) 低所得者Ⅰ : 190,000円

イ. 医療保険各法の規定による被保険者の世帯 (\*1・2)

① 当該世帯に属する70~74歳の者に係る算定基準額

- i) 一般所得者 : 620,000円
- ii) 現役並み所得者 : 670,000円
- iii) 低所得者Ⅱ : 310,000円
- iv) 低所得者Ⅰ : 190,000円

② 当該世帯に属する70歳未満の者に係る算定基準額

- i) 一般所得者 : 670,000円
- ii) 上位所得者 : 1,260,000円
- iii) 低所得者 : 340,000円

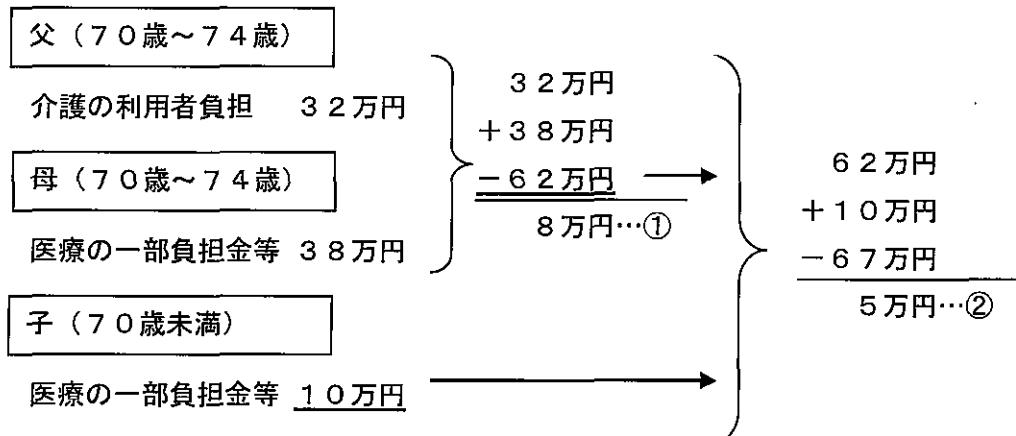
(\*1) イの世帯において、当該世帯に70~74歳の者と70歳未満の者がともに含まれる場合の取扱いについては、計算期間の末日に被保険者が属する医療保険者において、次のi)及びii)の額をそれぞれ算出の上合算し、これに被保険者等が計算期間に属した保険者ごとの按分率を乗じて得た額を、当該保険者からそれぞれ支給する。

i) 計算期間に行われた療養等（当該世帯に属する70~74歳の者が受けたものに限る。）に係る一部負担金等世帯合算額（次のii）において「70歳以上一部負担金等世帯合算額」という。）から、所得区分に応じた（3）イ. ①の算定基準額を控除した額（次のii）において「70歳以上高額介護合算療養費等支給合計額」という。）

ii) 「70歳以上一部負担金等世帯合算額」から「70歳以上高額介護合算療養費支給合計額」を控除した額と、計算期間に行われた療養等（当該世帯に属する70歳未満の者が受けたものに限る。）に係る一部負担金等世帯合算額とを合算した額から、所得区分に応じた（3）イ. ②の算定基準額を控除した額

(\* 2) 70歳～74歳の者と70歳未満の者がともに含まれる世帯の支給例

※ 所得区分は一般とし、世帯の構成員はすべて同じ医療保険制度に加入しており、計算期間に被保険者が属する保険者の変更がない場合



(支給額：①+②= 13万円)

医療保険者の按分率 =  $(10 + 38) \div 80 = 0.6$

介護保険者の按分率 =  $32 \div 80 = 0.4$

医療保険者の支給額 =  $13\text{万円} \times 0.6 = 7.8\text{万円}$

介護保険者の支給額 =  $13\text{万円} \times 0.4 = 5.2\text{万円}$

#### (4) その他

- 高額介護合算療養費等の支給に関する手続に関して必要な事項を省令で定めることを規定する等、所要の措置を講じる。

#### [改正政令]

- ・ 健康保険法施行令第43条の2～第43条の4（新設）及び第44条
- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第15条の2～第15条の4（新設）
- ・ 国民健康保険法施行令第29条の4の2～第29条の4の4（新設）
- ・ 船員保険法施行令第11条の2～第11条の4（新設）
- ・ 国家公務員共済組合法施行令第11条の3の6の2～第11条の3の6の4（新設）
- ・ 地方公務員等共済組合法施行令第23条の3の6～第23条の3の8（新設）
- ・ 私立学校教職員共済法施行令第6条
- ・ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第17条の6の4～第17条の6の6（新設）
- ・ 介護保険法施行令第22条の3、第29条の3（新設）

## 4 国民健康保険料関係

### ○ 保険料率の算定基準

1 被保険者の保険料額（賦課額）の総額（賦課総額）は、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の合算額とする。

### 2 基礎賦課額

① 基礎賦課総額は、(ア)に掲げる額の見込額から(イ)に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。

(ア) 次に掲げる保険給付等に要する費用の額の合算額の見込額

i ) 療養の給付に要する費用の額から一部負担金に相当する額を控除した額

ii ) 入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額

iii ) 前期高齢者納付金等の納付に要する費用の額

iv ) 保健事業に要する費用の額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用

(イ) 次に掲げる収入の額の合算額の見込額（従前と同様。）

i ) 国庫負担金

ii ) 調整交付金

iii ) 都道府県調整交付金

iv ) 補助金及び貸付金

v ) その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入（保険料の減額賦課に係る市町村からの繰入金を除く。）

vi ) 前期高齢者交付金

② 世帯主に賦課される基礎賦課額について、所得割額、資産割額、被保険者均等割額の算定方法は、従前と同様であること。

③ 世帯別平等割額は、(ア)又は(イ)に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額であること。

(ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 世帯別平等割総額を被保険者が属する世帯の数から旧国保被保険者と同一の世帯に属する被保険者の属する世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「世帯別平等割額半額世帯」という。）の数に二分の一を乗じて得た数を控除した数で除して得た額

### (イ) 世帯別平等割額半額世帯 (ア) に定める額に二分の一を乗じて得た額

#### ・ 「旧国保被保険者」の定義について

旧国保被保険者とは、後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第52条の規定により後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日の属する月以後4年が経過する月までの間であるものに限る。）のうち、次の（ア）及び（イ）に該当する者をいう。

（ア）後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日において国民健康保険の被保険者の資格を有する者

（イ）後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日において同一の世帯に属する国民健康保険の世帯主（当該日以後継続して世帯主である者に限る。）と当該日以後継続して同一の世帯に属する者（当該日に国民健康保険の世帯主であった場合にあっては、当該日以後継続して国民健康保険の世帯主である者）

- ④ 世帯主に賦課される基礎賦課額は、47万円を超えることができないものであること。

### 3 後期高齢者支援金等賦課額

- ① 後期高齢者支援金等賦課総額は、（ア）に掲げる額の見込額から（イ）に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。

（ア）当該年度における後期高齢者支援金等の納付に要する費用

（イ）次に掲げる収入の額の合算額の見込額（それぞれ後期高齢者支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。）

i ) 国庫負担金

ii ) 調整交付金

iii ) 都道府県調整交付金

iv ) 補助金及び貸付金

v ) その他国民健康保険事業に要する費用のための収入の額の合算額

- ② 世帯主に対する保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額の合計額であること。

※基礎賦課額及び介護納付金賦課額と同様、2方式、3方式又は4方式のいずれかを採用することとする。

- ③ 各世帯の後期高齢者支援金等賦課額に係る所得割額は、世帯に属する被保険者の基礎控除後の総所得金額等の合計額に所得割総額を全ての被保険者につき算定した基礎控除後の総所得金額等の合算額で除して得た率を乗じて得た額であること。

ただし、基礎賦課額の所得割額の算定と同様、基礎控除後の総所得金額等(\*1)による算定が困難であると認められる市町村においては、各種控除後の総所得金額等(\*2)又は市町村民税所得割額、市町村民税額若しくは道府県民税額と市町村民税額の合計額(\*3)に基づき所得割額を算定することができる。

\*1 旧ただし書き方式：各世帯の所得割額の算定において、世帯の総所得金額（地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額。\*2において同じ。）から基礎控除額（33万円）を控除した額を用いる算定方式

\*2 本文方式：各世帯の所得割額の算定において、世帯の総所得金額から各種控除及び基礎控除額を控除した額を用いる算定方式

\*3 住民税方式（所得割方式）：各世帯の所得割額の算定において、市町村民税所得割額、市町村民税額若しくは道府県民税額と市町村民税額の合計額を用いる算定方式

- ④ 各世帯の後期高齢者支援金等賦課額に係る資産割額は、世帯に属する被保険者の固定資産税額等の合算額に資産割総額を全ての被保険者につき算定した固定資産税額等の合算額で除して得た率を乗じて得た額であること。
- ⑤ 各世帯の後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額は、世帯に属する被保険者の数に被保険者均等割総額を全ての被保険者の数で除して得た額を乗じて得た額であること。
- ⑥ 各世帯の後期高齢者支援金等賦課額に係る世帯別平等割額は、(ア)又は(イ)に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額であること。
  - (ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 世帯別平等割総額を被保険者が属する世帯の数から世帯別平等割額半額世帯の数に二分の一を乗じて得た数を控除した数で除して得た額
  - (イ) 世帯別平等割額半額世帯 (ア)に定める額に二分の一を乗じて得た額
- ⑦ 世帯主に賦課される後期高齢者支援金等賦課額は、12万円を超えることができないものであること。

#### 4 介護納付金賦課額 従前と同様であること。

##### ○ 保険料の減額賦課

低所得者に対する保険料の軽減を図るために、被保険者均等割額及び世帯別平等割額（応益割額）について10分の7、10分の5、10分の2等の減額賦課を行う保険料の減額賦課の制度に関し、以下の改正を行う。

- ・ 10分の2の減額については、申請によって減額することとしている取扱いを改め、10分の7、10分の5の減額賦課と同様、10分の2の減額についても

職権による減額を行うことができるることとする改正を行う。

- ・世帯主、被保険者及び旧国保被保険者につき算定した総所得金額等の合計額が次の基準に該当する世帯の世帯主については、被保険者均等割額及び世帯別平等割額（世帯別平等割額を賦課しない市町村にあっては被保険者均等割額）（以下「応益割」という。）について、それぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額を減額すること。
  - ① 応益割の割合が45%以上55%未満の市町村
    - (ア) 基礎控除額（33万円）を超えない世帯 10分の7
    - (イ) 基礎控除額 + 24.5万円 × 当該世帯に属する被保険者及び旧国保被保険者の数（被保険者又は旧国保被保険者である当該世帯主を除く。） 10分の5
    - (ウ) 基礎控除額 + 35万円 × 当該世帯に属する被保険者及び旧国保被保険者の数 10分の2
  - ② ①に掲げる市町村以外の市町村
    - (ア) 基礎控除額（33万円）を超えない世帯 10分の6
    - (イ) 基礎控除額 + 24.5万円 × 当該世帯に属する被保険者及び旧国保被保険者の数（被保険者又は旧国保被保険者である当該世帯主を除く。） 10分の4

#### [改正政令]

- ・国民健康保険法施行令第29条の7

## 5 国民健康保険料（税）及び介護保険料の特別徴収関係

- 国民健康保険料（税）の徴収方法として、特別徴収（年金からの天引き）を導入することに伴い、特別徴収の対象となる年金とその徴収の優先順位、年金保険者と市町村間の通知方法等、特別徴収に関し必要な事項を定める。（項番1～4、7、8関係）
- 国民健康保険料（税）及び介護保険料の特別徴収に関し、年金保険者と市町村間における各種通知を行う際の経由ルート、通知期限等を定める。（項番5、6、9、10関係）

#### （具体的な内容）

1. 国民健康保険料の特別徴収の導入に伴い、特別徴収に関する介護保険法の規定を準用する際の技術的読替えを定める。また、国民健康保険税については、以下の①、②、⑦及び⑨に関する事項を定める。

- ① 年金保険者は、65歳以上75歳未満で、当該年の4月1日現在、当該年金保険者から年額18万円以上の老齢・退職・障害・死亡を支給事由とする年金給付及び年金給付に類する給付（以下単に「年金給付」という。）の支払いを受けている者の氏名、住所等の事項を、経由機関（国保中央会、国保連合会）を通じて、市町村へ通知する。（年次処理）
- ② 年金保険者は、4月2日以後に次のいずれかに該当するに至った者で、年額18万円以上の年金給付の支払いを受けている者の氏名、住所等の事項を、4/2-6/1、6/2-8/1、8/2-10/1、10/2-12/1、12/2-2/1のそれぞれの期間ごとにそれぞれ6月、8月、10月、12月、2月に抽出し、経由機関（国保連合会、国保中央会）を通じて、市町村へ通知する。（月次処理）
- ア 年金給付を受ける権利の裁定を受け、当該年金保険者から年金給付の支払を受けることとなった65歳以上75歳未満の者
- イ 当該年金保険者から年金給付の支払を受けている者のうち
- i) 65歳に達したもの
- ii) 市町村の区域を超える住所変更届を行った65歳以上75歳未満のもの
- ③ 市町村は、
- ア 年次処理により通知された者（介護保険料との合算額が年金受給額の2分の1を超える者等を除く。）については、当該年度において、保険料の全部又は一部を特別徴収により徴収するものとする。
- イ 月次処理により通知された者については、翌年度の初日から9月30日まで年金が支払われるときは、支払回数割保険料額の見込額（当該年度の保険料額を基礎とし、年金の支払期ごとに徴収する保険料額として算定した額）を特別徴収により徴収するものとする。（ウによって保険料の一部を特別徴収により徴収した場合を除く。）
- ウ 月次処理（6月及び8月抽出分に限る。）により通知された者については、当該年度において、保険料の一部を特別徴収により徴収することができる。
- ④ 市町村は、年次処理により通知された者のうち、特別徴収の対象となる被保険者である世帯主について、支払回数割保険料額（年金の支払期ごとに徴収する保険料額）等を年金保険者（特別徴収義務者）へ通知する。
- ※ 支払回数割保険料額等の事項の通知は、8月31日まで（経由機関を経由して行う場合は、7月31日まで）に行うこととなる。
- ⑤ 年金保険者は、年金の支払期ごとに支払回数割保険料額を特別徴収により徴収し、これを市町村へ納入する。
- ⑥ 年金保険者は、特別徴収対象被保険者が年金給付の支払を受けないこととなった場合には、その旨を市町村へ通知するとともに、当該被保険者に係る特別徴収を中止する。また、特別徴収対象被保険者が、被保険者資格喪失等に該当した場合は、その旨を、年金保険者へ通知し、当該被保険者に係る特別徴収を

中止する。

- ⑦ 年金保険者から市町村に納入された保険料（税）額が、当該被保険者である世帯主について特別徴収により徴収すべき額を超える場合は、市町村は、当該過誤納額を当該被保険者である世帯主に還付しなければならない。その際、当該被保険者である世帯主の未納に係る保険料（税）・その他徴収金がある場合は、これに充当することができる。
- ⑧ 前年度の10月1日から3月31日までに特別徴収により支払回数割保険料額を徴収されていた被保険者については、当該年度の初日から9月30日までにおいては、当該支払回数割保険料額に相当する額（6月1日から9月30日までについては額の変更が可能）を特別徴収により徴収するものとする。（仮徴収）
- ⑨ 市町村は、特別徴収対象被保険者が、住所地特例の適用を受けることとなった場合は、その旨を、年金保険者へ通知する。

## 2. 国民健康保険料（税）の特別徴収の対象となる年金給付及び年金給付に類する給付の種類及びその優先順位を定める。

※ 種類及び優先順位は以下のとおり。

- 1. 国民年金法による老齢基礎年金
- 2. 昭和60年改正前の国民年金法による老齢年金又は通算老齢年金
- 3. 昭和60年改正前の厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金
- 4. 昭和60年改正前の船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金
- 5. 昭和60年改正前の国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（平成8年改正法附則第3条第8号に規定する旧適用法人共済組合が支給するものに限る。）
- 6. 国民年金法による障害基礎年金
- 7. 厚生年金保険法による障害厚生年金
- 8. 船員保険法による障害年金
- 9. 昭和60年改正前の国民年金法による障害年金
- 10. 昭和60年改正前の厚生年金保険法による障害年金
- 11. 昭和60年改正前の船員保険法による障害年金
- 12. 国家公務員共済組合法による障害共済年金（平成8年改正法附則第3条第8号に規定する旧適用法人共済組合が支給するものに限る。）
- 13. 昭和60年改正前の国共済法による障害年金（平成8年改正法附則第3条第8号に規定する旧適用法人共済組合が支給するものに限る。）
- 14. 国民年金法による遺族基礎年金
- 15. 厚生年金保険法による遺族厚生年金
- 16. 船員保険法による遺族年金

17. 昭和 60 年改正前の厚生年金保険法による遺族年金、寡婦年金又は通算遺族年金
  18. 昭和 60 年改正前の船員保険法による遺族年金
  19. 国家公務員共済組合法による遺族共済年金（平成 8 年改正法附則第 3 条第 8 号に規定する旧適用法人共済組合が支給するものに限る。）
  20. 昭和 60 年改正前の国共済法による遺族年金又は通算遺族年金（平成 8 年改正法附則第 3 条第 8 号に規定する旧適用法人共済組合が支給するものに限る。）
  21. 昭和 60 年改正前の国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（第 5 号に掲げる場合を除く。）
  22. 国家公務員共済組合法による障害共済年金（12. の場合を除く。）
  23. 旧国共済法による障害年金（13. の場合を除く。）
  24. 国家公務員共済組合法による遺族共済年金（19. の場合を除く。）
  25. 旧国共済法による遺族年金又は通算遺族年金（20. の場合を除く。）
  26. 移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
  27. 移行農林共済年金のうち障害共済年金
  28. 移行農林年金のうち障害年金
  29. 移行農林共済年金のうち遺族共済年金
  30. 移行農林年金のうち遺族年金又は通算遺族年金
  31. 昭和 60 年改正前の私学共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
  32. 私立学校教職員共済法による障害共済年金
  33. 昭和 60 年改正前の私学共済法による障害年金
  34. 私立学校教職員共済法による遺族共済年金
  35. 昭和 60 年改正前の私学共済法による遺族年金又は通算遺族年金
  36. 昭和 60 年改正前の地共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
  37. 地方公務員等共済組合法による障害共済年金
  38. 昭和 60 年改正前の地共済法による障害年金
  39. 地方公務員等共済組合法による遺族共済年金
  40. 昭和 60 年地共済法による遺族年金又は通算遺族年金
3. 国民健康保険料（税）の特別徴収の対象となる年金給付の最低額を年額 18 万円とすることを定める。
- ※ 65 歳以上 75 歳未満の年金受給者で、年金受給額が年額 18 万円未満の者については、年金保険者から市町村への通知の対象から除外される。
4. 年金保険者から市町村へ年金受給者に係る事項を通知する際の経由ルートを、